

黄金山

浜益の象徴ともいえる黄金山は標高739.1メートルで、その姿から「黄金富士」「浜益富士」と呼ばれています。頂上からは暑寒別連峰はもとより遠くは積丹半島まで一望でき、初心者でも好適の登山コースです。平成21年7月、文化庁よりアイヌ文化に関連する名勝として指定を受けました。推定樹齢1500年のイチイの木は、登山口に向かう林道の途中にあり、林道から徒歩5分の森の中に位置しています。幹回り5メートル以上、樹高18メートルの巨木でパワースポットとして人気があります。

浜益観光まちづくり推進協議会

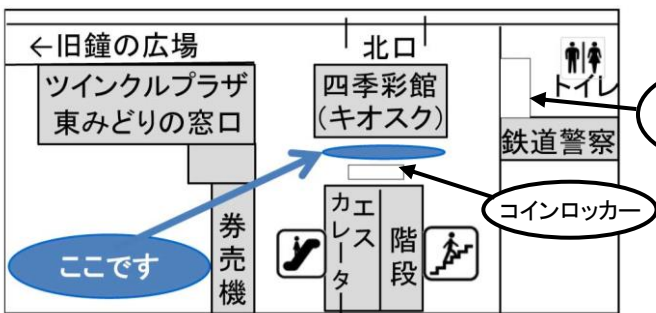
自然豊かでおいしい食べ物もいっぱい心優しい人々が住む浜益。そんな浜益の魅力をもっと知ってもらいたい、もっと訪ねてもらいたいという思いから地域住民・団体が主となって発足した協議会です。各種事業活動を展開しながら、観光によるまちづくりをおこなっています。



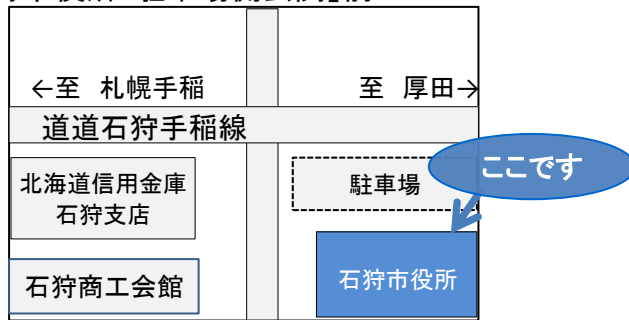
※通常はイチイの樹に触れることはできませんが、主治医である崎川氏の許可を得て触れています。

■集合場所のご案内

①札幌駅北口「四季彩館 札幌東1号店」前



②石狩市役所「駐車場側玄関」前



お申込み・お問合せは アミーケ・インターナショナル株式会社

にお電話ください

電話番号 0133-74-3823

受付 月曜～金曜 (8:30～17:30)

※業務の都合によりスタッフが不在となる場合がございます。留守番電話にメッセージを残して頂ければ折り返し連絡申し上げます。

旅行条件[要旨] ※この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。詳しい国内募集型企画旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、必ず内容を事前にご確認ください。

- 募集型企画旅行契約
 - この旅行はアミーケ・インターナショナル株式会社(以下「当社」といいます)が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
 - 旅行契約の内容・条件は、募集要項、パンフレット、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行契約募集型企画旅行契約の部にあります。
 - 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送機関等の提供する運送・その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。
- 旅行のお申し込みと旅行契約の成立
 - (1) 当社、(2) 旅行業法で規定された「受託営業所」(以下(1)(2)を併せて「当社」といいます)にて当社所定の旅行申込書(以下「旅行申込書」といいます)に所定の事項を記入の上、下記のお申込金又は旅行代金の全額を添えてお申し込みいただきます。申込金は「旅行代金」(取消料「違約料」)のそれぞれ一部又は全部として取扱います。また本項(3)に定めた旅行契約成立前、お客様がお申し込みを撤回されたときは、お預かりしている申込金

- 旅行代金はパンフレットに表示しています。出発日ご利用人数でご確認ください。
- 旅行代金に含まれるもの
 - 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、食料料金、観光料金(入場・拝観・ガイド等)及び消費税等諸税・サービス料等。
 - 旅行契約内容の変更
 - 当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の旅行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ通知するか当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます)を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。
 - 旅行代金の組の変更
 - 前項により契約内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加又は減少したときは、当該旅行サービスを行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の運送・宿泊その他のお客様の負担が発生したことに伴って変更の場合を除き、当社は変更差額の範囲内で旅行代金の額を変更することがあります。なお、表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お客様がお申込みの営業日・営業時間内へ解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。

- 旅行開始前
 - お客様は、いつでも以下の表で定める取消手数料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお、表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お客様がお申込みの営業日・営業時間内へ解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。
- 旅行開始後
 - 旅行開始後において、お客様のご都合により途中で旅行契約を解除または一時解除された場合は、お客様の権利放棄をなし、一切の払い戻しはいたしません。
 - お客様の真に帰さない事由により最終旅行日程表に記した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は取消料を支払ふことなく当該本可となった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様が当該取消料を支払ふべき部分に係る金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれらを支払わなければならない費用に係る金額(当社の真に帰すべき事由によるものでない場合)に相当する額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
- 当社は本項(2)の①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。また、この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれらを支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。
- 当社は、本項(2)の①のA、Dの規定に基づいて旅行開始後旅行契約を解除したときは、お客様がご依頼に応じてお預かりの費用の出発日より前に必要な旅行サービスの手配を引き受けます。
- お客様が第4項(10)から(12)に該当することが判明したとき。
- 旅行代理店
 - 本旅行案内表示コースには、全行程に本旅行代理店が同行し、本項(1)に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部または一部を行います。
 - 当社の責任及び免責事項
 - 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社または手配代行者が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったこと限り限り。
 - 当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったとき限り、お客様に1名につき15万円(当社が故意または重大な過失がある場合を除く)を限度として賠償します。
 - 特別保証
 - 当社は第17項の規定に基づき当社の責任が生ずるかを問わず、当社旅行契約(募集型企画旅行契約の部)の特別補償規定により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体または手荷物の上記のうちいずれか一定の損害について、死亡補償金として1500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円を支払います。旅行参加にかかる募集型企画旅行契約の部(募集型企画旅行契約の部)の特別補償規定は、旅行参加者ご一人につきお申し込みのうえ、7歳未満の未成年の参加者は一律1万円、10万円を限度とします。
 - 個人情報の取扱いについて
 - 当社は、ご提供いただいた個人情報について、1お客様との連絡のため、2旅行に関する運送・宿泊機関等のサービス手配、提供のため、3旅行に関する諸手続きのため、4当社の旅行契約上の責任において事務的費用等を担保する保険手続のため、5当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供のため、6旅行参加者のご意見や感想の収集のため、7旅行に関するお問い合わせ、8特設サービス提供のため、9統計資料作成のために利用させていただきます。

旅行契約の解除期日	取消料(おひとり)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	日帰り旅行
[1] 21日前に当たる日以前の解除	無料
[2] 20日前に当たる日以前の解除	無料
[3] 19日前に当たる日以前の解除	旅行代金の20%
[4] 18日前に当たる日以前の解除	旅行代金の30%
[5] 17日前に当たる日以前の解除	旅行代金の40%
[6] 16日前に当たる日以前の解除	旅行代金の50%
[7] 旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

- お客様は次に掲げる場合において、取消料を支払ふことなく旅行契約を解除することができます。
 - 第6項に基づき契約内容が変更されたとき、ただしその変更が第20項の表に開くに当たらず、その他の重要なものにとり限ります。
 - 第7項の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。

- 旅行代金の支払戻し期日
 - 旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当たる日(以下「基準日」といいます)より前にお支払いいただきます。
 - 基準日以降にお申し込みされた場合は、申込時点又は旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。
- 旅行代金の適用
 - 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はお申込金、満6歳以上12歳未満の方は、こども代金となります。